

(3) 国の財政支援制度等への要望と市町村への周知

① 課題

震災直後は、災害廃棄物の処理について国がどのような財政支援を行うか明確な方針が示されず、被災自治体は、その膨大な量の災害廃棄物処理に係る莫大な費用について、国の財政支援がどうなるか大きな不安とともに強い関心を寄せていた。

情報が錯綜し混乱を極める中、県は補助制度に関する国への要望活動や、震災廃棄物対策課に常駐する環境省支援チームを経由し、補助対象範囲や詳細の基準など必要な情報を環境省から引き出し、市町村に適宜周知する必要が生じた。

② 具体的対応

イ 補助制度に関する要望活動と補助制度の変遷

- ・ 通常、災害等廃棄物の処理にあたっては、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金」が活用されている。この通常スキームは、補助率1/2で、地方負担分の8割について特別交付税措置がなされている。
- ・ 阪神・淡路大震災時にはこの通常スキームが拡充され、補助率は1/2ながら、地方負担分の全額を災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について特別交付税措置がなされている。
- ・ 東日本大震災に関する補助スキームについては、当初、国から「阪神・淡路大震災以上の内容になる」との抽象的な表現で示されていたため、県としては被災市町村の財政負担軽減のため、補助率を10割とするよう要望活動を展開した。
- ・ 平成23年5月2日、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」が改正され、東日本大震災に適用される補助スキームが示された。その内容は、補助率が対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて5割から9割、地方負担額の全額について災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置がなされることになった。
- ・ しかし、交付税措置の内容は普通交付税95%、特別交付税5%というものであった。この措置内容では、不交付団体（女川町）に対する配慮がないこと、そもそも普通交付税では基準財政需要額に算入されるのみで、確実に措置されたか不透明であり検証もできない不確実性が高いものであること、特別交付税措置95%とされた阪神・淡路大震災の補助スキームと比較して不十分な支援であることなどから、全額特別交付税で措置するよう要望活動を展開した。
- ・ 平成23年8月18日、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」が交付・施行された。また、これと併せて衆議院東日本大震災復興特別委員会において、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件」が決議され、「災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を控除した地方の一時負担分について、グリーンニューディール基金を通じた支援により、国の実質負担額を平均95%とし、残りの地方負担額についても全額交付税措置を行い、実質的に100%国の支援とすること。」とされた。
- ・ 平成23年11月30日、「平成23年度地域環境保全対策費補助金（再生エネルギー導入地方公共団体支援基金）及び災害廃棄物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金）交付要綱」が示され、既存の地域グリーンニューディール基金を拡充する形で、新たな補助スキームが提示された。
- ・ 新たに提示された内容は、補助率が対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて5割から9割（この部分は5月改正と変更なし）、次に、国から県のグリーンニューディール基金を経由する形で市町村に支出される補助金が充てられ、その額は国庫補助金と合わせ平均95%となるよう設定されることとなり、残りの約5%については、震災復興特別交付税により全額措置され、全額国費による処理財源が確保された。
この補助スキームが、今般の東日本大震災に適用される最終形となった。

ロ 補助制度の詳細に係る情報入手と周知

家屋解体に係る取扱いやごみ処理事業に係る諸経費や事務費の補助対象化、自動車や船舶の取扱い、中小企業や大企業の取扱いなど現場で発生するさまざまな問題について、被災自治体の立場に立って環境省に確認・要望し、市町村に周知するよう努めた。

ハ 市町村への周知の場の設定

災害廃棄物の処理に係る国の考え方など、国から直接情報を得られるよう全市町村を対象にした会議の場を設定した。ここで、さまざまな疑問などについて直接市町村から国へ質問し回答を得られるような体制を整えた。

(会議等開催実績)

平成23年4月13日 宮城県災害廃棄物処理対策協議会

平成23年5月9日 宮城県災害廃棄物処理対策協議会市町村等部会

平成23年6月9日 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の概算払請求等に係る説明会

平成23年8月4日 宮城県災害廃棄物処理対策協議会第2回市町村等部会

平成23年9月14日 宮城県災害廃棄物処理対策協議会第3回市町村等部会

ニ 特定被災地方公共団体の指定に係る要望

特定被災地方公共団体になるか否かで、国の財政支援措置が異なることから、県として、県内すべての市町村が指定されるよう国に対する要望活動を展開した。その結果、段階的ではあったが、最終的にすべての市町村が当該団体に指定されることとなった。

県内市町村の特定被災地方公共団体の指定状況

指定日	県内対象市町村数	備考
平成23年5月2日	31	七ヶ宿町・丸森町・色麻町・加美町を除く
平成23年8月17日	33	色麻町・加美町を除く
平成24年2月22日	35	県内全市町村が指定

第2節 災害等廃棄物処理事業費補助金事務の概要

第1項 国庫補助金の枠組みでの対応

大規模災害時に、災害廃棄物の処理に必要な予算規模や財政措置方針、処理の進め方など、基本的な方針や的確な指示が、環境省等において、地方自治体の望む時期に望む内容で周知されるとは限らない。

今般の震災においては、環境省は既存の法令に基づき、災害廃棄物は一般廃棄物で市町村の事務であり、市町村が処理責任を持つとの見解を示し、国が市町村に補助する用意があるとの見解だった。

県としては、未曾有の大災害であり、被災市町村において対処可能な範疇を超えているとの判断のもと、補助金の枠組みではなく国直轄での処理を強く求めた。

一方で、被災現場においては、悪臭、害虫、火災、伝染病など生活環境保全上の課題が深く憂慮される状況にあり、一刻も早く災害廃棄物の処理を進める必要があったことから、被災自治体としては国庫補助金での対応という苦渋の選択をせざるを得なかった。

国庫補助金という枠組みで対応するということは、膨大な災害廃棄物処理費用に相応する膨大な補助金事務が必要不可欠となる。

被災自治体にとっては、限られたスタッフの中で膨大な復旧業務と併せて、この補助金事務作業を進めることは深刻なマンパワー不足の中、大きな負担となった。

第2項 災害等廃棄物処理事業費補助金事務の基本的な流れ

災害廃棄物の処理に係る国の財政措置は、①災害等廃棄物処理事業費補助金【約90%】、②災害廃棄物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金＝地域グリーンニューディール基金）【約5%】、③震災復興特別交付税（総務省）【約5%】の3本立てとなり、実質的に国が100%を負担するという枠組みとなったことは評価できる。

このうち、主要な手続きとなる①災害等廃棄物処理事業費補助金を中心に基本的な流れを以下に整理する。

災害等廃棄物処理事業費補助金の事務手続きは、実地調査（災害査定）後に概算払いを行う場合、実地調査（災害査定）後に精算払いする場合など、非常に複雑な選択肢があるが、1日でも早く廃棄物の処理受託者への支出金を必要とする自治体が多いことから、最短で国からの補助金を手にすることができるケースを事例として以下に整理する。

【推計による概算払いを受ける場合の国庫補助金の基本的な事務手続き】

時期	手続き	内容
7月 5 9月	災害報告書(推計)の提出	災害発生後の処理実績額と今後見込まれる事業費を合算したものを、根拠資料を添付の上、市町村から国へ提出する(県受託分は書類を整え事前に市町村に届けておき、県分もあわせて報告してもらう必要あり)。
	机上調査(査定)・限度額通知	環境省は机上査定後、限度額通知を市町村へ発出する。
	交付申請	市町村から環境省へ交付申請書を提出する。
	交付決定	環境省から市町村へ交付決定通知書を発出する。
	概算払い協議(国内部の手続き)	環境省と財務省が概算払いについて協議する。
	概算払い	環境省から市町村へ概算払いを実行する(実際には、環境省から委託された県が市町村に支払い手続きをする)。
8月	災害報告書の提出	災害発生後の処理実績額と今後見込まれる精度の高い事業費を合算したものを、根拠資料を添付の上、市町村から国へ提出する(この額が基本的には当該年度の上限になるので要注意。県受託分は推計の災害報告と同じ対応が必要。)
10月 5 12月	再調査(実地調査=災害査定)	査定官が環境省。立会官が財務局。国交省・農水省と異なり環境省は基本的に事後査定。現地にて、契約毎に算出根拠(単価・員数など)を丁寧に説明する必要あり。市町村分は市町村が、県受託分は県が責任を持って説明する。県は、県内対象自治体の査定スケジュール等について事前に環境省、財務局と調整する。また、実地調査当日は立会官を送迎する。
	限度額通知	(必要に応じて)環境省が実地調査に基づき、限度額通知を市町村へ発出する。
	変更交付申請	(必要に応じて)市町村から環境省へ交付申請書を提出する。
	変更交付決定	(必要に応じて)環境省から市町村へ交付決定通知書を発出する。
1月 5 3月	概算払い	(必要に応じて)[環境省から委託された]県から市町村へ2回目の概算払いが可能。
	不用額等の戻し入れ	(必要に応じて)市町村から[環境省から委託された]県へ所要額を戻し入れる。
	国費の繰越し手続き	(必要に応じて)[環境省から委託された]県が市町村に繰越額を確認し繰越し手続きをする。
4月	実績報告	市町村から環境省へ遅くとも4月10日までに実績報告を提出する。
	額の確定	環境省から市町村へ額の確定通知を発出する。
	精算払い	[環境省から委託された]県から市町村へ精算払いを実行する(国の出納閉鎖期間内の4月中)。

※災害報告書の作成に当たっては、土木技術職による知見が不可欠であり、組織体制に組み込む必要あり。

※大規模災害では、現年で事業完了するケースは少なく、ほとんどの自治体が繰り越しするものと想定される。その場合は実績報告・額の確定・精算払いは繰り越し事業が完了してからの手続きとなり、実際は年度終了実績報告等の手続きをすることになる。

※市町村や県(受託した場合)についても、歳出・歳入予算を組む必要あり。

※GND補助金については、全国の補助対象自治体において災害査定がすべて終了した後(2月～3月ごろ)に、環境省から市町村ごとの補助率の内示がある。その連絡を受けた後に、県から国へ交付申請するとともに、市町村から県へ交付申請を提出してもらう。手続きについては(県で一旦基金化する必要はあるが)一般的な間接補助の手続きと基本的に同じ。また、GND補助金分として、市町村や県において歳出・歳入予算を別途組む必要あり。

第3項 事故繰り越し時の予算対応について

多くの被災自治体では、初年度に交付決定を受けた国費を当該年度に執行することができず、その予算を翌年度以降に明許繰り越し、または、事故繰り越しした（平成23年度初年度交付決定分では、34市町村のうち26市町村が明許繰り越しまたは事故繰り越しを実施。約3/4）。

大災害であったが故に、予算を繰り越して事業執行せざるを得ない環境（スタッフ不足、資材不足、入札不調など）となったが、その中で、翌々年度に予算を繰り越す＝事故繰り越しをする際に1つの課題が発生した。

「被災自治体における未契約案件の事故繰り越し」である。

被災自治体では、様々な事情が複雑に絡み合い、交付決定の翌年度になっても契約に至らない事案が発生した。未契約のまま事故繰り越しできれば問題ないが、国、地方自治体双方の予算において、事故繰り越しには次の2つ要件を満たすことが必要となっている。

- ・避け難い事故要因（自然災害・資材不足など）の妥当性
- ・支出負担行為（契約・交付決定等）が済んでいること

→国：財政法第42条ただし書き

→地方自治体：地方自治法第220条第3項

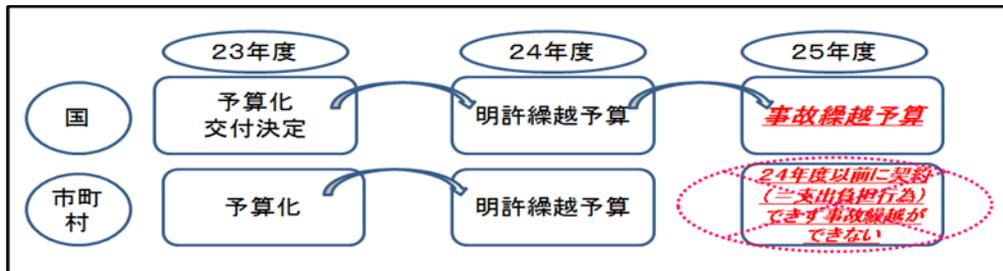
このうち、事故要因については、国、地方自治体とも要件を満たしていた。

一方、支出負担行為については、国は当該自治体に対する交付決定自体が支出負担行為に該当するための要件を満たすこととなるが、地方自治体の支出負担行為は契約行為となるため、この要件を満たすことができず、地方予算を事故繰り越しできないという事態になった。

国においては、一旦不用額処理した翌年度に、同案件について再査定を実施し再予算化するという対応もできないとのことであった。

ここで、環境省から、「国費は事故繰り越し要件の2つを満たしていることから事故繰り越しの手続きをとるが、地方自治体が地方自治法に基づき事故繰り越しができないということであれば、当該自治体の予算を一旦不用額処理し、翌年度に新規予算を組むことでよいのではないか」との助言を得て、そのように対応した。

結果、3年目の予算については、国費は平成23年度予算を事故繰り越ししたもの、地方自治体は平成25年度に新規予算を組んだものというねじれが生じた。



資料2 政府要望活動一覧（震災廃棄物関連）

要望月日	要望先	要望タイトル	要望概要(該当部分)
平成23年 3月11日	災害に関する政府 調査団団長 内閣府副大臣 東祥三	平成23年東北 地方太平洋沖 地震対策に関する 要望書	発生ごみは，一般廃棄物だが，一般・産廃の区分無く処理できるように 廃棄物処理法の弾力的運用を要望する。
平成23年 3月12日	内閣総理大臣 菅直人	平成23年東北 地方太平洋沖 地震対策に関する 要望書	発生ごみは，一般廃棄物だが，一般・産廃の区分無く処理できるように 廃棄物処理法の弾力的運用を要望する。
平成23年 3月17日	内閣総理大臣 菅直人 環境大臣 内閣府特命担当大臣(防災) 阿久津幸彦 内閣府大臣政務官 松本龍	東北地方太平洋 沖地震災害 廃棄物処理に関する 要望書	1.特に甚大な被害を受けた沿岸地域においては，全て国の責任において実施するなど十分な財政措置を図ること 2.特に市民生活に密着した家庭ごみやし尿の収集及び処分を担っている 廃棄物収集運搬及び病院等から搬出される感染症廃棄物をはじめとする 廃棄物収集運搬について，優先給油の対象とすること
平成23年 3月21日	内閣総理大臣 菅直人	平成23年東北 地方太平洋沖 地震対策に関する 緊急要望書	1 応急対策への支援について (2)災害等廃棄物の処理について 今後必要となる災害等廃棄物の処理のため，国の責任において廃棄物 処理の方針を示し，廃棄物処理法の弾力的運用を図るとともに，補助 率の大幅な引上など，必要な措置を講じること。
平成23年 4月3日	総務副大臣 鈴木克昌	東日本大震災に 対処するための 特別立法等を求 める要望書	<各府省共通><環境省関係> 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設 以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び 実情に即した交付対象範囲の拡大(更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費 の制度の一元化及び全額国庫一括交付金化)
平成23年 4月3日	民主党国会 対策委員長 衆議院議員 安住淳 山井和則	東日本大震災に 対処するための 特別立法等を求 める要望書	<各府省共通><環境省関係> 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設 以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び 実情に即した交付対象範囲の拡大(更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費 の制度の一元化及び全額国庫一括交付金化)
平成23年 4月4日	環境大臣 内閣府特命担当大臣(防災) 松本龍	東日本大震災 対策に関する緊 急要望書	(環境省関係要望) 災害廃棄物の早期処理に向けて，災害等廃棄物処理事業費補助金 について， 1.公共土木施設災害復旧補助金等との一元化を図ること。 2.補助率の引上げによる国の全面的な財政措置を講じること。 3.仮置場の土地購入費など対象要件を緩和すること。 4.甚大な被害を受けた大企業等の災害廃棄物の処理について，補助の 対象とすること。

要望月日	要望先		要望タイトル	要望概要(該当部分)
平成23年 4月8日	内閣総理 大臣	菅直人	東日本大震災に 対処するための 特別立法等を求 める要望書	<p><環境省関係></p> <p>4.公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設 以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び 実情に即した交付対象範囲の拡大(更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費 の制度の一元化及び全額国庫一括交付金化)</p> <p>5.災害等廃棄物処理事業費補助金交付対象範囲の拡大</p> <p>6.廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ</p>
平成23年 4月16日	国土交通 大臣	大畠章宏	東日本大震災に 対処するための 特別立法等を求 める要望書	<p><各府省共通></p> <p>公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設 以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び 実情に即した交付対象範囲の拡大(更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費 の制度の一元化及び全額国庫一括交付金化)</p>
平成23年 4月27日	内閣府特 命担当大臣 (防災)	松本龍	東日本大震災 対策に関する緊 急要望書	<p>被災自治体の財政負担を軽減するため、「東日本大震災に対処するた めの特別の財政援助及び助成に関する法律案」に関して，県内全市町 村を「特定被災地方公共団体」に指定するよう，特段の配慮を強く要望 いたします。</p>

要望月日	要望先		要望タイトル	要望概要(該当部分)
平成23年 5月20日	内閣総理 大臣	菅直人	東日本大震災に 対処するための 追加予算措置 等を求める要望 書	<p><環境省関係> 3.災害廃棄物処理に係る国の関与強化及び災害廃棄物処理費の全額国費対応等 (現行制度において災害廃棄物処理は最終処分まですべて市町村の事務とされていますが、このたびの震災で発生した災害廃棄物は極めて大量であり、このすべてをそれぞれの被災市町村が早期に最終処分まで行うことは不可能な状況です。現在、住民の生活に支障となる市街地などの災害廃棄物は市町村が設置した一次仮置き場に移動し、保管しているところですが、一次仮置き場から先の処理を市町村が責任をもって行うことは現実的ではなく、県が一次仮置き場から先の処理を市町村から受託したとしても、県が県内において独力で処理することは事実上困難です。 つきましては、一次仮置き場までの移動及び一次仮置き場の運営に係る事務は被災市町村及びその事務の一部を受託した県において処理してまいります。一次仮置き場から先の処理は全額国の負担により国直轄で処理することができるよう制度の整備を求めます。</p>
平成23年 5月20日	内閣総理 大臣	菅直人	東日本大震災に 対処するための 追加予算措置 等を求める要望 書	<p>また、東日本特別財政援助法第139条で特定被災地方公共団体である市町村の災害廃棄物処理については最大90/100の国庫補助が受けられることになり、残る市町村負担分についても、市町村が発行する災害対策債の元利償還金の100%を後年度地方交付税で措置するとされていますが、このたびの災害廃棄物処理費は国が全額を負担するとの方針が既に示されていることから、市町村負担分をゼロにし、事業実施年度に全額を国費で交付するよう求めます。それが困難で地方交付税措置するのであれば、災害廃棄物処理費そのものが巨額に上り、今後各年度に支払う元利償還金も大きく膨らむと見込まれ、地方交付税総額が増えなければ地方全体の財政運営に大きな支障を及ぼす可能性が高いと思料されることから、このたびの震災によって今後必要となる地方全体の災害対策債元利償還金相当額を国の一般会計から地方交付税の原資に別枠で特例加算するよう求めます。 さらに、県が公共土木施設等の管理者として既に実施し、また今後実施することとなる公共土木施設等の災害廃棄物処理については、所在市町村からその処理について委託があった場合に限り災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることができるとされていますが、市町村を経由することによる県及び市町村双方の事務処理の煩雑化を避けるため、災害等廃棄物処理事業費補助金と同一内容の国庫支出金を直接県に交付するよう求めます。 4.災害等廃棄物処理事業費補助金交付対象範囲の拡大 (災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、災害等廃棄物処理事業費補助金について、仮置き場の土地購入費を補助の対象とするよう求めます。 また、被災した全ての大企業等の災害廃棄物の処理費用について、補助対象とするとともに、収集、運搬、及び処分費用は補助の対象となりましたが、解体工事の費用は対象外であることから、当該費用についても補助の対象とするよう求めます。) 5.廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ (現行制度上、市町村の廃棄物処理施設の災害復旧費に対する国庫補助率は最大でも9/10となっています。このたびの震災では、沿岸部を中心に廃棄物処理施設が壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるため、全額国庫補助とするよう求めます。)</p>
※6月24日，8月4日，9月9日，10月5日にも同内容にて政府要望を実施。				

要望月日	要望先		要望タイトル	要望概要(該当部分)
平成23年 12月12日	内閣総理 大臣	野田佳彦	東日本大震災に 対処するための 継続的な予算措 置等を求める要 望書	4.災害等廃棄物処理事業費補助金交付対象範囲の拡大
平成24年 1月20日	内閣総理 大臣	野田佳彦	東京電力福島 第一原子力発 電所事故に伴う 被害への早期 対応を求める要 望書	(災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため，災害等廃棄物処理事業 費補助金について，仮置場の土地購入費を補助の対象とするよう求め ます。)
平成24年 6月19日	内閣総理 大臣	野田佳彦	東日本大震災に 対処するための 予算措置等を求 める要望書	また，被災した全ての大企業等の災害廃棄物の処理費用について， 補助対象とするとともに，収集，運搬，及び処分費用は補助の対象とな りましたが，解体工事の費用は対象外であることから，当該費用につい ても補助の対象とするよう求めます。)
平成24年 10月17日	同上	同上	同上	
平成25年 1月10日	同上	安倍晋三	同上	5.廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ (現行制度上，市町村の廃棄物処理施設の災害復旧費に対する国庫補 助率は最大でも9/10となっています。このたびの震災では，沿岸部を 中心に廃棄物処理施設が壊滅的な被害を受けており，現行補助率では 地方負担が過大になるため，全額国庫補助とするよう求めます。)
平成25年 1月15日	同上	同上	同上	1 復旧・復興に必要な財政支援・人的支援等の継続等 (3)復旧・復興事業に係る繰越手続きの弾力的運用等 現在，平成23年度第三次補正予算等を活用し，復旧・復興事業を進 めていますが，災害復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不 調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧 整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤嵩上げ工事の遅 れなどにより，相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況 となっています。 平成25年度への事故繰越については，財務省から各種簡素化が図 られる旨，発表されたところですが，官庁会計システム(ADAMS II)の 入力作業を明許繰越承認手続きと同様の作業内容とするなど，一層の 省力化を求めます。また，財政法第42条及び地方自治法台220条の 年度内支出負担行為の要件緩和及び1回限りとされている事故繰越の 複数回の承認については，未だ認められていないことから，それらに対 して，特別の措置を講じるよう求めます。 なお，事故繰越の要件緩和が認められない場合には，各種事業が来 年度以降も継続的に実施できるよう，必要な予算の再予算化などの財 政措置を講じるよう求めます。

参考資料「財源・国庫補助制度の活用」関連

出典：環境省大臣官房・廃棄物リサイクル対策部
廃棄物対策課長通知



環廃対発第 110527004 号
平成 23 年 5 月 27 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長



東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

標記の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号本職通知により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を次のとおり改正したので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いする。

改正内容

「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」中、

1. 第2. 対象となる経費 11 委託料を下記のように改める。

ごみ処理事業、し尿処理事業について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村等に委託した場合の経費

なお、ごみの収集・運搬にかかる委託業務にあつては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、消費税相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

2. 第2. 対象となる経費 13 事務費を下記のように改める。

ごみ処理事業を施行するために必要な事務に要する旅費及び庁費（賃金、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費）、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等）

3. 表 廃棄物処理費を別添のものに改める。

別添

表 廃棄物処理費

項目	算出式	備考
<p>収集費 (運搬費の一環)</p>	<p>収集費＝収集に係る費用で、県又は市町村の単価・歩掛により必要最小限の積み上げ額(労務費については、公共工事設計労務単価(国土交通省、農林水産省)も参照)。</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価(財)建設物価調査会、積算資料(財)経済調査会等の公表資料を参照</p>
<p>運搬費 (現場から仮置き場) (仮置き場からの積出し)</p>	<p>以下の運搬費単価をもとにダンプトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。</p> <p>運搬費(円/m³) = A/Q</p> <p>A : ダンプ1時間当たりの経費(円/時) Q : 1時間当たりの運搬土量(m³/時)</p> <p>Q = (60 × q × E) / Cm</p> <p>Q : 1時間当たりの運搬量(m³/時) q : 1台当たりの積載量(m³) E : 係数(0.9) Cm : 積込み、運搬、積下しに要する時間(分) = βL + α = (60/V) × L + α β : 運搬1km当たりの所要時間(分/km) = (60/V) V : 運搬速度(km/時) L : 運搬距離(往復:km) α : 積込等による待ち時間(分)</p> <p>(参考)</p> <p>○1台当たりの積載量(q)</p> <p>2t ダンプトラック = 3.1 m³ (木質系)、1.6 m³ (ガラ系) 4t " = 4.6 m³ (木質系)、2.5 m³ (ガラ系) 10t " = 10.0 m³ (木質系)、6.6 m³ (ガラ系)</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価(財)建設物価調査会、積算資料(財)経済調査会等の公表資料を参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>中間処理費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>中間処理費 = F × G</p> <p>F : 廃棄物重量(t) G : 1t当たりの処理費(円/t)(県又は市町村の単価による)</p>	<p>○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>最終処分費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>最終処分費 = H × I</p> <p>H : 廃棄物体積(m³) I : 1m³当たりの処理費(円/m³)(県又は市町村の単価による)</p>	<p>○安定型処分場及び管理型処分場における最終処分の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>

<p>共通仮設費、現場管理費、一般管理費等 (委託料の一環)</p>	<p>ごみの収集・運搬にかかる委託業務に必要な共通仮設費、現場管理費、一般管理費等であって、「国土交通省土木工事積算基準」に定める基準により算定された額の範囲内とする。具体的な額の算定は、原則として、「国土交通省土木工事積算基準」に定める工種区分の「道路維持工事」により行うものとする。ただし、個々の業務内容から判断して、他の工種区分によることが妥当と認められる場合又は「農林水産省土地改良工事積算基準」に定める工種区分によることが妥当と認められる場合は、それぞれの工種区分により算定を行うことができるものとする。</p>	<p>○「国土交通省土木工事積算基準」、「農林水産省土地改良工事積算基準」を参照</p>												
<p>事務費</p>	<p>ごみ処理事業を施行するために必要な各種の事務（現地調査、分析試験、測量、計画策定、設計、施工管理等）に要する費用であって、ごみ処理事業の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="379 696 922 969"> <thead> <tr> <th>ごみ処理事業の事業費</th> <th>事務费率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以下の額</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の額</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下の額</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え30億円以下の額</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>30億円を超える額</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理事業の事業費	事務费率	3億円以下の額	4.5%	3億円を超え5億円以下の額	3.5%	5億円を超え10億円以下の額	2.5%	10億円を超え30億円以下の額	2.0%	30億円を超える額	1.5%	
ごみ処理事業の事業費	事務费率													
3億円以下の額	4.5%													
3億円を超え5億円以下の額	3.5%													
5億円を超え10億円以下の額	2.5%													
10億円を超え30億円以下の額	2.0%													
30億円を超える額	1.5%													
<p>消費税相当額</p>	<p>消費税相当額=5%</p>													

(参考) 過去の実績例

<p>阪神淡路大震災</p>	<p>災害廃棄物発生量 約1,450万トン 事業費 約3,246億円 処理単価 約2.2万円/トン</p>
<p>新潟県中越地震</p>	<p>災害廃棄物発生量 約60万トン 事業費 約195億円 処理単価 約3.3万円/トン</p>
<p>岩手・宮城内陸地震</p>	<p>災害廃棄物発生量 約0.44万トン 事業費 約6,841万円 処理単価 約1.5万円/トン</p>

※処理単価は費用等をがれき発生量等で単純平均したもの